

遺言書があれば

●人が亡くなると・・・

厚生労働省の「人口動態統計速報」によると令和6年の死者数は161万8,684人で、平成15年に100万人を超えてから僅か20年で約1.6倍と急増しています。

行政でも、これに対応するため「元気な時から亡くなった後まで」を支援するため「見守り制度」などの様々な事業を行っていますが、利用者数は僅かです。

人が亡くなると、財産の多寡にかかわらず必ず「葬儀埋葬」や「相続」が発生し、誰かがその処理をしなければなりません。

一般には、人が亡くなると法定相続人が、葬儀埋葬を行い、財産を相続します。ところが独居高齢者が増えて、死後数日が経過してから発見されることも珍しくなくなりました。

このような死因不明の孤独死の場合には、警察が遺体を引き取り、検視によって死亡した原因や経緯を調べ事件性の有無が確認されます。

そして、現場検証や遺体の検視を行っても死因が特定できなかつたり、犯罪性が疑われたりする場合は、遺体の解剖が行われ、場合によってはDNA鑑定まで行って身元の確認が行われます。

病院などで病死した場合には医師が『死亡診断書』を発行しますが、検視が行われる孤独死では警察が『死体検案書』を発行します。

さて、警察から連絡を受けた相続人（警察が職権で調べます）は、遺体の引き取りから葬儀埋葬、相続手続きに入るのですが、法定相続人といえども普段の付き合いがないと、何をどうしていいのか（どうして欲しいのか）全く分からないのが普通です。

ほとんどの人は、警察指定の葬儀屋さん、死亡届を含め全てお任せで遺体は葬儀屋さん、警察から引き渡された家（部屋）の鍵で、自宅に入ることになります。

そこで、「これからどうすればいいのか」すぐに判断できる人はあまりいないと思われます（現金・預金通帳・印鑑・貴金属類は家宅捜索時に警察が保管しておいて、遺体と一緒に引き渡されるので、そこは安心ですが）。

正に、つい最近までそこで本人が生活していた場所に入るわけですが、相続人が自分一人だけではないとなれば、家財どころか粗大ゴミと思われても勝手に処分することは出来ず、せいぜいお掃除するくらいです。



相続手続きに入るにも、相続人同士が、近くに住んでいるわけでもなく面識さえなかったりすると、話し合いをすることも容易ではありません。

●もしも遺言書があれば・・・

このような場合に、遺言書を遺してあると流れは全く異なります。公正証書遺言であれば直ちに遺言執行手続きに入れます。通常、遺言執行者も選定してあるはずですから、ほとんどの作業は遺言執行者が処理してくれます。

しかも、遺言は、法定相続に優先しますから遺言書通りに執行されれば他の相続人が異議を出すこともありません。

遺言書が、自筆証書遺言であれば、家庭裁判所の検認手続き(場合によっては遺言執行者選任手続きも)を経る手間がかかるものの、やはり遺言書が優先しますから、相続人同士で協議する必要がありません。

このように、遺言書は相続手続きを大幅に短縮してくれるので、何よりも相続人に負担がかかりません。

独居高齢者に限りませんが、「遺言書を遺した方が良いですよ」と勧めると、「今はまだ若いからすぐに必要ない。もう少し歳を取ったら考える」というのが、70歳代の方に一番多い反応です。あるお客さんは、80歳になっても「自分はまだ若い」という態度は変わらず、90歳近くなって「遺言書を書きたい」と連絡がありました。

しかし、連絡をしてきたのは息子さんの方で、ご本人は既に認知症を発症しており、署名さえ出来ない状態で、こちらから何を話しかけても「はい」の返事しかできません。

こうなってしまうと遺言書作成は無理です。

数週間後、この方は亡くなり、息子さんから相続手続きを依頼されたものの、予想通り相続人間の話し合いはまとまらず、残念ながら裁判になってしまいました。

認知症までいかなくても、一般に歳を重ねると遺言書を書く気力がなくなり、やがて体力もなくなります(元気なときは信じられませんが、メモ程度の自筆証書遺言でも、結構体力が必要です)。

是非、心身ともお元気なうちに遺言書を書かれることをお勧めします。

2025年5月
相続・遺言部会
石田 泉
(司法書士・遺言執行士)

「ひとりで悩む前に」お気軽にご相談ください。